



品監発第55号
平成31年3月25日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島田 幸太郎
同 森井 じゅん
同 渡辺 裕一
同 大倉 たかひろ

平成30年度後期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第199条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第1 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成30年9月25日から平成31年2月27日まで

2 対象部局

（1）地域振興部地域活動課

・地域センター5カ所

（品川第一、品川第二、大崎第二、荏原第三、荏原第四）

（2）文化スポーツ振興部文化観光課

・文化センター1カ所

（荏原）

（3）子ども未来部子ども育成課

・児童センター2カ所

（水神、滝王子）

・すまいるスクール7カ所

（御殿山、第一日野、山中、後地、戸越、上神明、伊藤学園）

（4）子ども未来部保育課

・幼保一体施設1カ所

（のびっこ園台場（台場幼稚園、台場保育園））

・幼稚園1カ所

（八潮わかば）

（5）教育委員会事務局

・小学校6校

（御殿山、第一日野、山中、後地、戸越、上神明）

・中学校3校

（東海、浜川、荏原第六）

・義務教育学校1校

（伊藤学園）

3 対象期間

平成 29 年度、平成 30 年度（監査実施日まで）

4 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- (7) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査内容

主な監査内容は、次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成 20 年 1 月 28 日付会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成 20 年 4 月 1 日付区民生活事業部長決定。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、「取扱い要領」に則り、預金や現金、各種委託料および補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設および幼稚園においては、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、所管課ごとに作成されている私費等の管理手引書に則り現金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 小学校、中学校および義務教育学校においては、教育委員会事務局は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

第 2 定期監査（所管別監査）の結果

監査の結果、各事務事業は概ね適正に執行されていた。なお、次に述べる指摘事項については今後の事務事業の執行において十分に留意されたい。

《地域振興部地域活動課》

指摘すべき事項は認められない。

（品川第一、品川第二、大崎第二、荏原第三、荏原第四の各地域センター）

《文化スポーツ振興部文化観光課》

1 指定消耗品の管理について

82 円切手と 92 円切手の消耗品受払簿について、平成 29 年度分に記帳されている次年度への繰越枚数と平成 30 年度分に記帳されている前年度からの繰入枚数が一致しない。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、消耗品受払簿の適切な記帳に努められたい。
（荏原文化センター）

《子ども未来部子ども育成課》

1 私費会計について

(1)「児童センターにおける私費会計処理について」によれば、物品等を購入した際は、領収書を保存すること（5年）とされているが、領収書を徴していない事例や領収書を誤って破棄している事例がある。適切な事務処理に努められたい。

（滝王子児童センター）

(2)「すまいるスクール運営の手引き」によれば、有料教室を設定する場合は、「すべての教室の保管金額の合計が3万円を超える場合は、預金しなければならない」とされているが、3万円を超える現金の保管が見受けられるにもかかわらず、預金口座が解約されている。現金の管理には万全を期されたい。

（すまいるスクール伊藤学園）

《子ども未来部保育課》

1 契約事務について

(1)平成29年8月4日付請求書「スーパー軽テーブル他」80,082円および同日付請求書「ばばばあちゃんの絵本他」88,401円の物品購買契約について、同日に同一事業者分割して物品が発注されている。一括契約を行うことにより事務の効率化と一層の経費削減に努められたい。

（台場幼稚園）

(2)創立20周年に係る幼稚園記念誌の印刷について、平成29年9月21日付請求書「幼稚園記念誌」275,400円により同記念誌300冊（1冊あたり単価918円）の納品が行われた後、平成30年1月10日付請求書「幼稚園記念誌」34,560円により同記念誌20冊（1冊あたり単価1,728円）の追加発注が行われている。発注前に必要な冊数を十分に確認する等適切な事務処理に努められたい。

（八潮わかば幼稚園）

《教育委員会事務局》

1 現金の管理について

事務室に設置している据置き型金庫に用途不明の現金（100円硬貨1枚）が保管されている。取扱基準第3条第2項の規定に則り、公金等は適正に管理されたい。

（戸越小学校）

2 指定消耗品の管理について

平成29年度消耗品受払簿に翌年度繰越の記帳がされていない。品川区物品管理規則第25条の規定に則り、消耗品受払簿の適切な記帳に努められたい。

（戸越小学校）

3 給与事務について

区固有教員の特殊勤務手当について、平成28年3月分32,000円の支給が平成30年2月まで行われていない。適切な事務処理に努められたい。

（荏原第六中学校）

4 教材費について

(1)「私費会計事務処理ガイド」によれば、毎月の金銭出納簿作成後、校長と副校長により確認印をもらうこととされているが、平成 29 年 8 月分から平成 30 年 1 月分までの金銭出納簿の作成と確認印の押印が平成 30 年 3 月 14 日まで行われていない。適切な事務処理に努められたい。(御殿山小学校)

(2)「私費会計事務処理ガイド」によれば、年度末の精算時に各児童・生徒に返金できない少額の残金を福祉団体等に寄付する場合、あらかじめ年度当初に保護者にその旨を通知することとされているが、通知がないまま福祉団体等への寄付が行われている。私費としての性格を踏まえ、保護者への事前通知は今年度監査を実施していない学校も含め徹底されたい。

(学務課、第一日野、戸越、上神明の各小学校、東海、浜川の各中学校)

5 給食事務について

平成 30 年 4 月 1 日付契約「学校給食用物資納入契約書」6 件について、同契約書に定める契約期間を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」と記載すべきところ、「平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」と誤って記載されている。契約書は正しく作成されたい。(山中小学校)

第3 工事監査の実施

1 実施期間

平成30年9月25日から平成31年2月27日まで

2 対象工事

五反田防災栈橋整備工事

3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項について、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに調査を依頼した。

第4 工事監査の結果

1 監査対象の概要

計 画 場 所：品川区西五反田一丁目10番地先

現場確認日：平成31年1月28日

経 緯：五反田・大崎地区において、目黒川の区内舟運の拠点となる五反田リバーステーションとその周辺道路および公園を一体的につなぐ「五反田水辺が結ぶプロジェクト」を立ち上げ、川と人、住む人と働く人、地域と来街者をそれぞれ結ぶ場所として整備する。五反田防災栈橋は、リバーステーションとして水辺のにぎわい創出を図るとともに、災害時には防災栈橋として活用することを目的とし設置する。

工 事 概 要：	工場製作工	係留杭・連絡橋架台	一式
	準備工	運搬工・整地工・仮設工	一式
	浮栈橋設置工	浮栈橋	W3.0m×L20.0m 1基
		浮栈橋（踊り場）	W3.0m×L 9.0m 1基
	連絡橋設置工	連絡橋	W1.5m×L 9.0m 2基
			W1.5m×L 6.9m 4基
	係留杭設置工	係留杭	6基
	連絡橋架台設置工	連絡橋架台	3基
	その他一式		

工事経費：別表のとおり

<別表>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委 託	五反田防災栈橋予備設計委託	6,804,000	H27.6.25～H28.3.31
	五反田防災栈橋詳細設計委託	17,882,345	H28.1.14～H29.3.31
	五反田防災栈橋整備工事施工監理業務委託	8,521,200	H30.6.1～H31.3.29
工 事	五反田防災栈橋整備工事	152,280,000	H30.6.1～H31.3.29
合 計		185,487,545	

※工事・委託とも最終契約金額である。

2 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

五反田・大崎地区に舟運事業の拠点となる栈橋を整備することで、平常時には目黒川を活用した新たなにぎわいを創出し、また災害時には水上防災拠点として防災性の向上に寄与する等、あらゆる場面において栈橋が有効活用されるという点で、本工事は高く評価できる。

特に、設計においては、河川の水位変動に適応可能な構造にする等、供用開始後の栈橋の使用に支障をきたすことがないような工夫が凝らされており、適確な対応がなされている。

今後も、「品川区長期基本計画」および「品川区都市型観光プラン」等に基づき、水辺環境の整備を着実に推進してほしい。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事において、十分留意されたい。

(1) 設計図面について

設計図面の一部に、平面図に対してパーツ図の比率が小さいといった表記等が見受けられた。今後の設計図面の作成においては、表記を工夫されるよう検討されたい。

(2) 安全管理について

本工場の現場は、鉄道と建物が近接し、道幅の狭い道路に大勢の人々が往来する繁華街に位置しており、安全に工事を実施するために関係団体との協議が重ねられ、周辺住民や利用者へ説明を行う等、様々な配慮がなされていた。このような市街地における工事は今後も想定されることから、これから実施する工事においても、周辺の環境に留意しながら安全を最優先に行ってほしい。

(3) 維持管理について

維持管理の工夫の一つとして、係留装置および浮棧橋と連絡橋との連結部等において定期点検と必要に応じた部位の交換を行う、としている。係留装置等は摩耗劣化や鋼材腐食等を生じやすい箇所であるため、今後も十分な設備点検および維持管理に努められたい。